

令和2(2020)年度 CLT公的助成制度 概要

令和2年4月20日現在

区分	主管 省庁	制度名称	概要				施設の用途														窓口 問合せ先	公募情報等	備考		
			内容	対象	補助率等	条件	民間建築物					公共建築物												その他	
							事務所	工場	店舗	宿泊 施設	住宅	学校	こども園 幼稚園 保育園	福祉 施設	病院 医療 施設	公民館	社会 教育 施設	庁舎	消防署 警察署	駅 空港					高速 道路SA 道の駅
CLT建築物での活用も可能な予算	文科省	私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)	幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築等に係る経費の一部を補助。	学校法人	1/3以内等	新築及び増築の場合、交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設すること。等	×	×	×	×	×	×	○ 私立	×	×	×	×	×	×	×	×	—	文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 03-6734-2714		
		認定こども園施設整備交付金	認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を補助。	地方公共団体 (都道府県)	1/2以内	整備対象施設の設置主体は学校法人又は社会福祉法人であること。等	×	×	×	×	×	×	○ 私立	×	×	×	×	×	×	×	×	—	文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 03-6734-2714		
	厚労省	保育所等整備交付金	保育を必要とする乳幼児に対し、市町村が策定する市町村整備計画に基づいて実施される保育所等、認定こども園の保育所機能部分または小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費や、防音壁整備、防犯対策強化に係る整備に要する経費の一部に交付金を交付する。	地方公共団体、 社会福祉法人等	定額(1/2相当、2/3相当)	交付要綱のとおり	×	×	×	×	×	×	○ ※公立 除く	×	×	×	×	×	×	×	×	—	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 03-3595-2647	各市区町村の担当窓口 にお問い合わせください。	対象施設は保育所、認定こども園等(公立施設を除く(※小規模保育事業所は公立も対象))となります。詳細は交付要綱を参照のこと。
		次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の施設整備にかかる都道府県、市区町村の整備計画に対して交付するもの。	地方公共団体、 社会福祉法人等	定額(1/2相当・児童館、児童センターは1/3相当)	交付要綱のとおり	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	—	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 03-3595-2647	各市区町村の担当窓口 にお問い合わせください。	対象施設は、公立施設、民間施設問いません。詳細は交付要綱を参照のこと。
		地域医療介護総合確保基金(介護分)	介護施設・事業所等の整備に対して支援	地方公共団体、 民間事業者等	定額(施設種別により異なる) 例:地域密着型特別養護老人ホームの場合、最大1床当たり448万円	介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画に基づき実施	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	—	各都道府県介護保険部局		施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮
		地域医療介護総合確保基金(医療分)	「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、各都道府県に基金を設置し必要な事業を実施。	地方公共団体 医療法人 等	都道府県において設定	都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること。等	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	—	各都道府県医療担当部局	各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。	
		医療施設等施設整備費補助金	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。	都道府県 等	1/2、1/3	へき地保健医療対策等実施要綱に基づいて実施する事業であること。等	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	—	厚生労働省医政局地域医療計画課 03-3595-2194	各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。	
		医療提供体制施設整備交付金	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ること等を目的とした医療機関等の施設整備を支援するもの。	都道府県 等	0.33、0.5	都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること。等	×	×	×	×	×	×	×	○ ※公立 除く	×	×	×	×	×	×	×	—	厚生労働省医政局地域医療計画課 03-3595-2194	各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。	
社会福祉施設等施設整備費補助金	障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。	社会福祉法人等	国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4	—	×	×	×	×	×	×	×	○ ※公立 除く	×	×	×	×	×	×	×	—	○障害福祉関係施設について厚生労働省障害福祉課 03-3595-2528 ○保護施設について厚生労働省社会・援護局保護課 03-3595-2613		公立施設は対象外		